Pharmarise Holdings Corporation

# 最終更新日:2015年8月27日 ファーマライズホールディングス株式会社

代表取締役執行役員社長 大野利美知 問合せ先: 専務取締役執行役員 秋山昌之

証券コード:2796

http://www.pharmarise.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# $m{I}$ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、薬物療法のプロフェッショナルとして地域医療への積極的な取り組みを通じて地域社会に貢献することを使命としており、その使命を果たすためにも、公正かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立を重要な経営課題のひとつとして位置付けております。 当社はコーポレート・ガバナンス体制について、その有効性を常に確認するとともに必要に応じて見直しを加え、当社グループの成長ステージに則した体制の強化・充実に鋭意取り組んでまいります。また、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの方々に対する経営の透明性を向上させるために、適時適切な開示と積極的なIR活動を行ってまいります。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

# 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大野利美知	3,159,900	35.09
中北薬品株式会社	396,000	4.40
株式会社バイタルネット	396,000	4.40
株式会社ほくやく	396,000	4.40
ファーマライズ従業員持株会	367,400	4.08
大野小夜子	253,200	2.81
エア・ウォーター株式会社	150,000	1.67
日医工株式会社	150,000	1.67
平松 仁	132,000	1.47
明治安田生命保険相互会社	100,000	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

# 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 第一部
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数 <mark>更新</mark>	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# # 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <mark>更新</mark>	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <mark>更新</mark>	2 名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
Да	<b>馬</b> 江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
尾中 哲夫	他の会社の出身者											0	
渡邉 則夫	他の会社の出身者								0				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

# 会社との関係(2) 更新

	氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
[ ]	中 哲夫	0	_	社外取締役の尾中哲夫氏は、1988年3月に日本加除出版株式会社の代表取締役に就任して以降、同社の経営に当たっており、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、法律関係書籍を多数出版する同社の経営をとおして、特に法務・法制面に深い知識を備えており、これらの経験、見識、知識を当社の経営に活かしていただくとともに、経営全般に幅広い助言を頂戴するとで当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化をしました。当社は日本加除出版株式会社及び尾中哲夫氏個人との取引実績は、過去から現在に至るまでなく、また当社株式を所有していないこと、その他役員の属性情報に該当する事項もないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、尾中哲夫氏を独立役員に指定いたしました。

渡邉 則夫

0

社外取締役である渡邉則夫氏は、当社 グループの薬局における消耗品等の仕入 月期)における当社グループとの取引金 額は135百万円であり、当該取引金額は 同社の直近の会計年度における売上高 の2.96%に相当します。

渡邉則夫氏は、1991年11月以降株式会社遠 興の取締役を務めており、かつ2005年10月か 先である株式会社遠興の取締役会長であ ら2013年10月まで代表取締役の地位にありま ります。同社の直近の会計年度(2014年8 した。代表取締役就任以降、株式会社遠興の 売上高の25%強を占めた主要事業からの撤退 と、新規事業の立ち上げを実行し、同社の事業 再構築を主導いたしました。このような経営者 としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社 の経営を監督していただくとともに、当社の経 営全般に助言を頂戴することによりコーポレー ト・ガバナンスの強化に寄与していただくためで あります。また、株式会社遠興は主として包装 資材の製造販売、医療関連資材の販売等の 事業を行っており、当社グループが主要な事業 としている調剤薬局に関連した消耗品も取扱 い、数多くの薬局との取引があることから、調 剤薬局運営についての助言を頂戴することも 併せて期待しております。

> 同氏は当社の取引先の業務執行者に該当い たしますが、主要な取引先の業務執行者には 該当しません。株式会社遠興は約5,000社の幅 広い取引先を有しているとともに、当社グルー プも同社を仕入先として依存はしていません。 また渡邉則夫氏は当社株式を2,700株保有して おりますが、発行済株式総数に対する比率は 0.03%であり、一般株主と利益相反が生じる恐 れがないと判断し、同氏を独立役員に指定い たしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は四半期毎の会計監査人による監査後、会計監査の内容確認を行っております。また、会計監査人の期中往査においても監査役は必 要に応じて会計監査人と意見の交換を行っております。また、当社は経営及び業務内容の活動を公正な立場で評価、指摘、指導する役割を担う 内部監査・統制室を設置しております。内部監査・統制室は年間計画に基づき業務監査を実施し、その結果は監査役会にも報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

# 会社との関係(1) 更調

 氏名	문사					会社との関係(※)												
八石	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m				
西郷理夫	他の会社の出身者							Δ										
佐藤勝	公認会計士								Δ									

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- 上場会社又はその子会社の業務執行者 а
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役 d
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者 е
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西郷理夫	0	社外監査役である西郷理夫氏は、当社のメイン取引銀行である株式会社東京三菱銀行(現、株式会社三菱東京UFJ銀行)において1998年から1999年まで米州検査室長として勤務しておりました。当社グループは株式会社三菱東京UFJ銀行より継続的に融資をけており、2015年5月末日における借入金残高は1,800百万円であります。当該借入金残高は当社の連結総資産の7.43%に相当いたします。	西郷理夫氏は、1972年4月に株式会社東京銀行(現、株式会社三菱東京UFJ銀行)に入行し、2000年4月に退職しております。その後、国際証券株式会社、カブドットコム証券株式会社(両者とも当社との取引はありません。)での勤務を経て、2013年8月開催の第27期定時株主総会における決議により当社監査役に就任いたしました。人格、識長とも優れ、また、金長等の経験で培った福広い知識・ノウハウ・クライアンス体制や内部統制の構築に活けるしていただくべく、社外監査役に選任いたしました。同氏は当社のメイン取引銀行出身であります。しかし2015年5月末日におけるの借入金残高は、当社グループ全体の借入からの借入金残高は、当社グループ全体の借入の外弱であり、かつ同行退職後15年以上経過していること、加えて旧株式会社更から、主対する影響度は希薄であります。さらに当社株式をと取り書としていることがないと判断し、西郷理夫氏を独立役員に指定しております。
佐藤勝		社外監査役である佐藤勝氏は、過去に当社から経理、財務、税務に係る個別調査の依頼を受け、その対価として当社より単発的な報酬の支払いを受けた実績があります。なお上記「単発的な報酬」は5年以上前に支払われたものであり、最近5年間にそのような実績はありません。	佐藤勝氏は、自らが代表を務める佐藤勝会計事務所の公認会計士であり、その高い専門性から経理、財務、税務の監査ができ当社の監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任いたしました。

# 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

# 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性を高め、取締役が株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高め、より株式価値の向上を意識した経営を推進することを目的とし、取締役に対し株式報酬型のストック・オプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

この株式報酬型ストック・オプションは、当社取締役に対して年額65百万円を上限として割り当てます。当社取締役に対する報酬の総額としましては従来から年額5億円以内としております。なお、社外取締役及び監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

\_\_\_\_

直近事業年度における報酬額は次のとおりであります。

取締役に支払った報酬:190,693千円 (9名) 監査役に支払った報酬:13,962千円 (4名)

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬総額は平成18年8月5日の定時株主総会において決議された報酬限度額・年額500,000千円以内(但し使用人兼務取締役の使用 人部分は含まない)としております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会に上程される議案・報告を事前の閲覧に供し、社外取締役・社外監査役より照会があった場合や重要な事項については、適宜、事前 説明を行っております。加えて、社外監査役に対しましては、内部監査・統制室及び会計監査人と相互に連携をとりながら、意見の交換、指摘事 項の解決・改善状況の確認等を行っております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更無

当社は監査役会設置会社として、取締役会において経営方針等の意思決定と業務執行の監督を行い、社外監査役が過半数を占める監査役会が職務執行を監査する体制を構築しております。取締役会に関しましては、従来、社外取締役は選任しておりませんでしたが、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、平成26年8月26日開催の定時株主総会における決議により1名選任いたしました。そして平成27年8月25日開催の定時株主総会における決議により社外取締役を新たに1名選任した結果、合計2名となっております。また、平成23年10月より執行役員制度を導入し、業務の執行責任と監督責任を明確にすることで、さらに透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立に努めております。

#### 1. 株主総会

株主総会は、当社の最高意思決定機関として所与の決議・承認を行う機関であると同時に、株主に対して経営の実体、方向性を具体的に開示、 説明する場と認識しております。この認識に従い株主が適切に当社を理解できるよう運営しております。

#### 2. 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む全8名(平成27年8月26日現在)で構成し、毎月2回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、また当社及び子会社の業務執行を監督しております。なお、取締役会には、非常勤も含めた監査役も出席し意見を表明しております。

#### 3. 執行役員会議

当社は平成23年10月より執行役員制度を導入しております。これまで取締役が担ってきた「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役は「意思決定、監督機能」を担い、「業務執行機能」は執行役員が担うことといたしました。執行役員は選任された各事業会社の代表取締役、当社の本部長等で構成され、原則として毎月1回の定例執行役員会議を開催し、業務執行の連携や施策・対策についてグループ横断的に協議を行っております。なお、執行役員の任期は執行責任を明確にするため1年としております。

#### 4. 監査役会

当社の監査役は2名の社外監査役を含む3名(平成27年8月26日現在)で構成し、3名の内2名が常勤監査役、1名が非常勤監査役であります。各監査役は監査役会で定めた監査方針、業務分担、監査計画に従い、取締役会や執行役員会議、各種委員会への出席、部門監査等を行い、監査法人と連携して、取締役の職務執行の適法性、会社財産の保全・管理及び内部統制の有効性の検証を行っております。

#### 5. 各種委員会の状況

調剤薬局事業では調剤過誤及び個人情報の漏洩が大きなリスク要因となります。当社では、当該リスクに対するリスクマネジメント体制を強化するため、社内に次の委員会・検討会組織を設置し、最重要課題として取り組んでおります。

### 「過誤防止検討会」

を表に動に過誤防止担当者を置き、店舗内にてインシデント情報に基づいた過誤防止対策の検討を月1回行い実践します。

#### 「過誤防止委員会」

各エリアより委員を選出し、インシデント事例の収集・分析から過誤防止対策の考案、各エリア内店舗への過誤防止に対する取り組みの啓蒙などを行います。委員会は月1回開催し、インシデントの発生状況とその原因、今後の防止策について取りまとめ、適宜、取締役会に報告しております。

# 「調剤過誤判定委員会」

調剤過誤発生時において各店舗から報告されるリスクレベルの検証を行います。ハイレベルの調剤過誤で対応が必要な場合には、直ちに「過誤対策委員会」が設置されます。

## 「過誤対策委員会」

重大な調剤過誤により健康被害が発生した場合などにおいて設置し、患者や医療機関などに対する対応方法を決定します。

### 「個人情報保護委員会」

当社では情報漏洩リスク回避のため「個人情報保護規程」により取締役を担当役員とする「個人情報保護委員会」を設置しております。「コンプライアンス委員会」

経営陣を含めたグループ全社において総括的なコンプライアンス体系に対する認識を高めるために、コンプライアンスマニュアルの策定と運

用、コンプライアンスに関する教育・啓蒙活動などを行っております。

#### 6. 内部監査及び監査役監査の状況

社長直属の組織として、内部監査・統制室を設置し、室長1名、室員2名で法令規制及び社内ルールの遵守、業務の効率性など内部統制の機能検証にあたっております。

監査役会及び監査法人とは、定期的に打合せを行う等相互に連携を取り、効果的な監査が実施されるよう意見の交換、指摘事項の解決・改善状況の確認を行っております。

また内部監査・統制室では、個人情報保護委員会をはじめとした各種委員会の状況や機能についての監査を行う他、内部監査・統制室内にコンプライアンスに関する受付窓口を設け、その対応にあたっております。

#### 7. 会計監査の状況

会計監査業務は、優成監査法人と監査契約を締結し、当該監査を受けております。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 渡邊 芳樹

業務執行社員 宮崎 哲

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者3名、その他3名であります。

#### 8. 弁護士等その他の第三者の状況

当社は2つの法律事務所と顧問契約を締結しており、また専門分野に応じてその他の弁護士からもアドバイスを受けております。またその他税務や労務等専門分野に関しては、随時専門家に相談する体制を構築しております。

#### 9. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項として、会社法第423条第1項の規定により取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)に対する損害賠償責任について、法令に定める額を限度額として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を発揮できることを目的としております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループは、薬物療法のプロフェッショナルとして地域医療への積極的な取り組みを通じて地域社会に貢献することを使命としており、その使命を果たすためにも、公正かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立を重要な経営課題のひとつとして位置付けております。このため、コーポレート・ガバナンス体制につきましては、その有効性を常に確認するとともに必要時応じて見直しを加え、当社グループの成長ステージに即した体制の強化・充実が図られるよう鋭意努めております。

当社は監査役会設置会社として、取締役会において経営方針等の意思決定と業務執行の監督を行い、監査役会が職務執行を監査する体制を構築しております。取締役会に関しましては、従来、社外取締役は選任しておりませんでしたが、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、平成26年8月26日開催の定時株主総会における決議により1名選任いたしました。そして平成27年8月25日開催の定時株主総会における決議により社外取締役を新たに1名選任した結果、合計2名となっております。監査役会は、過半数を社外監査役で構成し、会計監査人や内部監査・統制室とも連携のうえ、職務執行の監査機能を発揮しております。

また当社は、平成23年10月から執行役員制度を導入することで業務の執行責任と監督責任を分離しその明確化を図ったほか、調剤過誤等のリスク要因に対しても各種委員会を設置し体制を整備しております。

当社は引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に努めてまいりますが、上記対応により現状のコーポレート・ガバナンス体制は、現時点において、十分な機能を発揮しているものと認識しております。

# **Ⅲ**株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は8月下旬の日程とし、一般株主の参加が見込まれる日を選定しております。
その他	ホームページに招集通知及び決議通知の全文を掲載しております。

# 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社に関する情報を迅速、正確かつ公平に開示することを目的にディスクロージャーポリシーを制定し、当社のホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役執行役員社長から個人投資家の皆様に決算内容や成長戦略、今 後の事業展開について説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	半期毎に決算説明会を実施し、アナリスト、機関投資家の皆様に決算内容 や事業戦略について説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページに、IRリリース、決算短信、決算説明会資料、事業報告書、 有価証券報告書などの資料類のほか、財務ハイライトや株式情報も掲載 しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	

# 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	代表取締役執行役員社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動の推進 に努めております。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域医療チームや緊急医療体制への参加等をはじめ、全国の薬局店舗において地域活動に 積極的に参加しております。	
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、株主の皆様に対し、迅速、正確かつ公平な情報開示を図ることを基本方針とし、IR活動にも積極的に取組んでおります。	

# **1**V内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下のとおり内部統制の基本方針を定めております。なお、平成27年8月14日開催の取締役会において、一部内容の見直しを行いました。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当会社は、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、当社および子会社役職員が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部統制部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、コンプライアンス規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を中心に役職員教育等を行う。

内部監査部門は、総務部門と連係の上、コンプライアンスの状況を監査する。

これら活動は定期的に取締役会および監査役に報告されるものとする。法律上疑義のある行為等について当社および子会社従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス受付窓口を内部監査部門に設置し運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当会社は、稟議規程および文書管理規程等に従い、取締役会議事録、執行役員会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。

取締役、執行役員および監査役は、稟議規程および文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は内部統制部門が行い、子会社、店舗などにあっては事業会社統括部門が行うものとする。

新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項および執行役員会議からの付議事項を審議するとともに、取締役、執行役員および社員が共有する全社的な目標を定める。

執行役員は、その目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。また、ITを活用して、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことが可能な全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当会社は、グループの事業に関して責任を負う担当取締役、執行役員および部門の長を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、内部統制部門長はこれらを横断的に推進し、管理する。

事業会社統括部門は関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理部門はその会計状況を定期的に監督する。また、内部監査は、子会社に対しても実施する。

なお、子会社の代表取締役は、四半期毎に当会社に対して営業報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、要請があれば当該監査役に係る業務に優先的に従事し、その命令に関して、取締役、執行役員、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役、執行役員または使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事実を発見した場合は、すみやかに監査役へ報告する体制とする。また、内部監査部門は、内部監査の実施状況、コンプライアンス受付窓口による通報状況 およびその内容を監査役へ報告する体制とする。

なお、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じてその他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人または子会社の取締役等にその説明を求める。

なお、監査費用については、監査役の請求に従い会社が負担する。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当会社の各部門および子会社は、内部統制部門のもとに、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢で臨み、組織的に対応する。当会社は、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時、対応部門を総務部門とし警察等関連機関とも連携して対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務部門を対応部門とし警察等関連機関とも連携して対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

#### 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 1. 当社を取り巻く多種多様なリスクに対し、その分析・評価を行ったうえで必要な対策を取ることが重要と考えております。内部統制システムの運用状況を絶えずモニタリングし、常に改善を図るとともに、事業領域の拡大等により新たに認識したリスク等への対処も適宜行い、常に想定リスクに備える体制の整備を図ってまいります。
- 2. 適時開示体制の概要については以下のとおりであります。

当社は、「情報開示規程」、「適時開示情報承認に関する職務権限明細書」、「インサイダー取引防止規程」により、社内情報の管理運用に関する事項を定め、適時、適切な情報開示に努めております。

#### (基本方針)

投資者への適時、適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確、かつ公平な会社情報の開示を徹底し、誠実な業務遂行に努めることとしております。

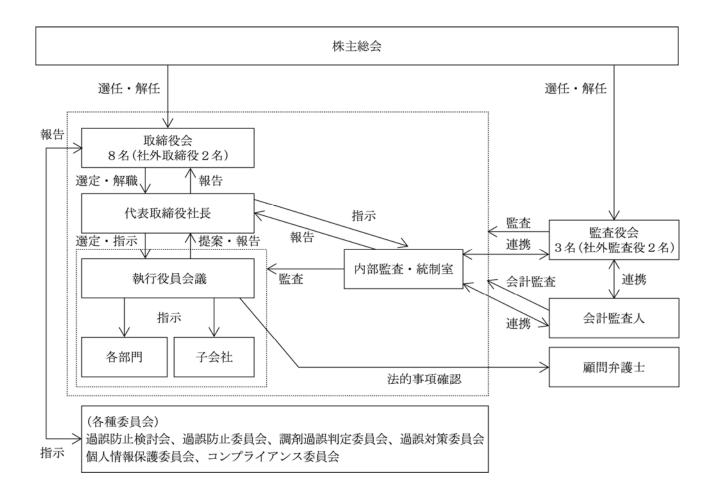
#### (情報開示の社内体制)

- ・適時開示に該当する事項が発生した場合、または発生する可能性のある場合には、「適時開示情報承認に関する職務権限明細書」が定める部門の長は、経営企画部長(担当部長)に報告し、担当部長において情報の一元管理を行うこととしております。
- ・実務上は、「適時開示情報承認に関する職務権限明細書」が定める部門の長を起案者として、総務部長において契約相手の属性及び反社会勢力でないことの確認調査を受け、続いて担当部長において適時開示情報に該当するか否かのチェックを受けたうえで、適時開示情報を社内回議いたします。
- ・社内回議のフローは、「適時開示情報承認に関する職務権限明細書」が定める決裁権限により、起案者→総務部長→担当部長→経営戦略本部 長→情報開示担当役員→社長→取締役会決裁、もしくは社長決裁→取締役会への報告(社長決裁項目)とし、情報開示が完了するまでは当該 情報に関わる人員を可能な限り絞り漏洩防止に努めるとともに、当該情報に関わった役職員は知り得た情報を他に一切漏洩してはならないと規 定しております。
- ・情報開示担当役員は、取締役会の決議により1名を定め、会社情報の開示が適時、適切に行われていることを常時確認しなければならないとしております。また、その遵守状況については、内部監査・統制室の監査等により定期的に確認を受けております。

#### (開示のタイミングと方法)

- ・社内回議の手続を完了した適時開示情報は、担当部長がTDnetにより開示いたします。
- ・適時開示情報は、TDnetによる開示が完了した後、当社ウェブサイトにも掲載し公開しております。

なお、当社ウェブサイトへの掲載には、専門業者が提供する自動掲載システムを利用しております。これにより、当社の適時開示情報は、TDnetによる開示が完了した後、自動的に当社ウェブサイトに掲載されます。



# 適時開示体制の概要(模式図)

